役場からのお知らせ

－Niikappu Town Office Information－　その２

保健福祉課からのお知らせ②

～障害児福祉手当について～

○**支給要件**

精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の２０未満の児童。

○**支給額**（平成 30 年４月より適用）

月額 14, 650 円

※上記手当の受給にあたり所得制限や医師による診断書などの提出が必要となりますので、申請を希望される方はお気軽にご相談下さい。

●担当：保健福祉グループ福祉係

～「ヘルプマーク・ヘルプカード」について～

「ヘルプマーク・ヘルプカード」とは、外見からは障がいがあることが分からない方などに対し、携行することで周囲の方に配慮を必要としていることを知らせたり、援助を得やすくするものです。

町では、町民全体で「助け合い・支え合い」をできる環境を作っていくため、北海道が平成 29 年度から導入した「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を無料配布し、普及啓発事業を実施しています。

これにより援助や配慮を必要としている方々への町民理解が深められ、支援の輪がさらに広がるよう取り進めます。

○**配布場所**　役場　１階３番窓口　保健福祉課

○**対象となる方**（あくまで一例です）

・義足や人工関節を使用している方
・内部障がいや難病の方
・妊娠初期の方
・その他援助や配慮を必要とする方

○**ヘルプカード**

縦 19 ｃｍ
横 5.3 ｃｍ
ｽﾄﾗｯﾌﾟ部分含む

●担当：保健福祉グループ福祉係

～特別障害者手当について～

○**支給要件**

精神又は身体に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の者。

○支給額（平成 30 年４月より適用）

月額 26, 940 円

●担当：保健福祉グループ福祉係

～福祉医療受給者証の更新手続き～

重度心身障がい者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療の福祉医療受給者証の更新手続きを７月下旬より順次、受付致します。

詳しくは、後日、対象者に郵送されます更新手続きをご覧ください。

また、現在お持ちの受給者証は平成 30 年８月以降、使用できなくなりますので、ご注意ください。

●担当：保健福祉グループ医療給付係

～医療費の公費番号が変わります～

平成 30 年８月診療分から、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費助成の受給者証の公費番号が変更となりますので、新しい受給者証をご使用ください。

また、現在お持ちの受給者証は平成 30 年８月以降使用できなくなりますので、ご注意ください。

○**受給者証の記載内容の変更点について**

・【重度】公費番号が【193】から【45011939】【46011938】へ変更されます。

・【ひとり親】公費番号が【193】から【93011930】【94011939】へ変更されます。

○**使用上の注意点**

町外へ転出した場合は、有効期間の有無に関わらず資格がなくなります。

資格がないにも関わらず、受給者証を病院の窓口などで使用した場合には、後日、助成分の金額を返納していただくこともございます。

なお、７月下旬より順次、更新手続きを受付致します。詳しくは、後日、対象者に郵送されます更新手続きをご覧ください。

●担当：保健福祉グループ医療給付係

●問い合わせ：保健福祉課保健福祉グループ　☎ 0146・47・2113